

事前の質問に対する厚生労働省からの回答

自治体名	質問内容	回答
北海道	レティナ等、特殊な気管カニューレが自己抜去した際の対応についても、看護師の業務として判断してよいか。また、その際の配慮等について。	医師の指示のもとで行ってください。
北海道	ロマスクからのアンビューの実施は、より高度な手技を要すると思われるが、医師から事前に指示を受け、保護者との共通理解を図ることにより、緊急時の対応として実施することはやむを得ない行為と考えるがよいか。	緊急時に違法性が阻却されるかどうかは、個別具体的な状況に応じ、最終的には司法により判断されることから、一概にお答えすることはできません。なお、看護師は医師の指示のもとで、又は臨時応急の手当として医師の指示なく、実施可能です。
青森県	血糖値測定が必要な児童生徒の中には、採血を不要とする皮下埋め込み型血糖値測定器等を使用している場合がある。その場合、看護師以外の者が測定することは可能か。(主治医からは、教員が測定することは可能であるとの意見がある。)	人体に危害を及ぼさない範囲で行うのであれば実施可能です。
兵庫県	医療的ケアに該当するかどうかの、個別の判断を要する時のガイド等、実施上参考になるものについて	特段ございません。
奈良県	医療施設等設備整備費補助金(厚生労働省)について「在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業」については、医療機関限定となっておりますが、今後、学校は対象となる予定はありますか。	当該事業は医療機関を対象としており、対象を学校に拡大する予定はございません。
名古屋市	研修を受けた特定行為従事者の在宅ヘルパーは、人工呼吸器の管理(人工呼吸器の操作、痰の吸引時にカニューレの一時取りはずし)が必要な子どもへ特定5行為の軽微な医療的ケアができるか。	人工呼吸器の操作や、カニューレの取り外しはできませんが、在宅や学校において、特定行為のうち実地研修を修了した行為については実施することができます。ただし、人工呼吸器装着者に対して気管カニューレ内の痰の吸引を行うためには、喀痰吸引等研修の演習及び実地研修において、非装着者に対する気管カニューレ内吸引と別途に、人工呼吸器装着者に対する吸引の演習・実地研修を行う必要があります。なお、特定行為には「気管カニューレ内部の喀痰吸引」と規定しているため、カニューレを取り外して気管の痰の吸引を行うことはできません。
京都市	ICTを活用し、学校が病院にいる主治医とケース会議を行う場合、診療点数の対象となるのかどうか。	診療報酬においては、そのような評価は存在しません。なお、診療報酬に関するお問い合わせは、地方厚生局各都道府県事務所へお願いします。
神戸市	新しくいろいろな医療機器を使用している子供が増えている。カフアシストなどの排痰装置は、医療機関でない学校で使用しても良いものか。また、学校で看護師が使用して良いものか。	医療的ケアを必要とする児童に対して、学校で看護師が使用することを妨げるものではございません。